

## 富士宮市建設工事少額工事事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の執行を図ることを目的とする。

### 2 運用範囲

富士宮市が施行する請負代金額が500万円未満(補助事業を含む。)の建設工事(以下「少額工事」という。)に適用する。

この要領に記載されていない事項については、富士宮市が定める共通仕様書を適用する。

### 3 提出書類

#### 使用材料の承諾書

受注者の作成する使用材料の承諾書は、省略することができるものとする。

#### 工事記録簿

受注者の作成する工事記録簿は、省略することができるものとする。

#### 材料検査簿

受注者の作成する材料検査簿は、省略することができるものとする。

#### 工程表

受注者の作成する工程表の提出は、省略させることができるものとする。

#### 現場代理人・主任技術者通知

現場代理人・主任技術者の通知は、口頭によることができるものとする。

#### 施工計画書

受注者が提出する施工計画書は、別表の少額工事の施工計画書記載例によることができるものとする。

### 4 施工管理

#### 出来形管理

出来形管理は、出来形図又は数量計算表を提出することによりこれに代えることができるものとする。

#### 品質管理

品質管理は、受注者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

#### 写真管理

写真管理は、次のとおりとする。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

ウ その他必要とする写真は監督員と協議の上決定する。

## 5 少額工事における監督員・受注者等

監督員は、受注者が工事の施工に当たって自主管理体制(工程、出来形、品質、写真、交通、安全等)を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。受注者は、工事の施工に当たって自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

また、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、富士宮市が定める共通仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理することをいう。

## 6 少額工事のうち請負金額130万円以下の検査事務

### 検査員

工事担当課の少額工事検査員とし、監督体制は担当監督員・主任監督員の2名とする。

### 成績評定

富士宮市建設工事成績評定基準によらず、「優」「良」「可」の3段階とする。少額工事検査員は、仕上り(出来ばえ・出来形・品質)、現場管理(安全面・現場整理)、工事書類(書類整理・監督員との調整)を総合判断し、優良である場合は「優」、普通である場合は「良」、やや劣る場合は「可」で評定するものとする。

### その他

富士宮市建設工事検査実施要領中、「工事検査課長」を「工事担当課長」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。